

ソリューション &
システムインテグレーション

PARTHEA

WEBシステム開発
業務委託 基本契約書

有限会社パルテア

WEBシステム開発 業務委託基本契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と有限会社パルテア 代表取締役 秋田祐一（以下「乙」という）とは、甲が乙に委託するWEBシステムの企画及び設計、開発、運用業務に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

甲は、下記の業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙は、下記の契約期間内にこれを完了することを受託する。

記

WEBシステムの企画及び設計、開発、運用（これらの基本設計報告及びホームページを、以下「納入物」という）

その詳細は、本契約に別途添付される仕様書に記載される。

契約期間：自 〇年〇月〇日・至 〇年〇月〇日

2 乙は甲が本業務を遂行するに際して、必要な協力をする。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、利用金額及び作成期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲と乙との打ち合わせを元に制作した「WEBシステム制作サービス作成指示書」（以下「作成指示書」という）に従い、同指示書とあわせて提供されるテキスト原稿、画像等データと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウト、及び画像データ、スクリプト等（以下「テンプレート」という）と組み合わせて、WEBシステムを制作・運営する。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
3. WEBシステムを公開するためのサーバーの手配。
4. 上記1により制作したWEBシステムの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。

第5条 制作期間

1. W E B システムの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 成果物の納品について

1. 乙は甲に成果物の納品を行う前に、甲はネット上にて成果物の確認するものとする。成果物確認依頼の案内は、メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲から乙への確認通知は、上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡がない場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金について

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく制作に関わる費用は、〇〇〇〇円（消費税別）とする。
なお、支払条件は下記の通りとする。
制作着手時 〇年〇月末 〇〇〇〇円
中間報告時 〇年〇月末 〇〇〇〇円
運用開始時 〇年〇月末 〇〇〇〇円
3. 月額管理料の支払条件は、毎月〇日までに翌月分を銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書に料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 管理料について

1. 毎月の管理料は月額 〇〇〇〇円（消費税別）とする。
2. W E B システム運用に関する受託範囲は別途見積書によって定める。

第9条 通知

1. 乙から甲への通知は、電子メール、書面または、W E B システムへの掲載等、相当と判断する通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき乙から甲への通知を電子メールまたは WEB システムへの掲載により行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に通知されたものとする。

第10条 契約の変更

1. 乙は甲の了解を得ることなく本契約を変更する事がある。
2. 本契約を変更するときは、乙は甲に対して変更する7日前までに通知するものとする。

第11条 業務内容の変更

乙は、甲への事情の通知なくして、前項に定める本成果物の内容につき、変更、廃止することが出来るものとする。変更後の内容については、WEB システムへ記載するものとし、この時点より有効とする。

第 12 条 利用許諾条件について

1. 本サービスの提供にあたり、WEB コンテンツ (以下「成果物」という) の制作に必要なテンプレート (HTML データ、スクリプトおよび画像データ等) に関する権利については、乙に帰属する。甲から提出いただいた作成指示書、テキスト原稿、画像等については、甲に帰属する。
2. 甲は、乙が本契約に基づき作成された成果物について、それをネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
3. 甲は、乙が成果物を。ネット上に公開またはコンテンツ維持の目的で、改変することを許諾する。
4. 甲は、上記 2..、及び 3. で定める成果物の使用权、改変件を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 13 条 WEB システム制作申込後の取消、修正、解約について

1. 甲が、乙による WEB システムの制作開始後、完成前に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作成料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後、完成前に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1. の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することが出来る。
3. WEB システム完成後は 12 か月の最低利用期間が設定される。12 か月に満たない期間での解約は出来ない。ただし、最低利用期間に満たない期間分の月額料金を一括で支払う事で解約する事が出来る。最低利用期間後の解約に関して、甲は、最低 1 か月以上の予告期間を行った後、一方的に解約する事が出来る。
4. WEB システム利用の解約をすると、乙は制作した WEB システムに関する一切のデータを消去する。また乙は一切のデータの保存は行わない。

第 14 条 更新サービスの利用について

甲が「更新サービス」を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第 15. 成果物の返品・再作成について

1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの以外は受付をしない。乙の責に帰するものについては、乙の負担にて再作成を行う。
2. 甲の誤入力や誤記に起因する間違いについては、再作成ではなく、新規の申し込みとして受付、乙は甲に所定の料金を請求する。
3. 画像スキャンは、デジタル化された画像の発色や鮮明度等に、原稿と多少の差異が生じる場合がある。

第 16 条 責任制限について

乙は、成果物自体または成果物の使用から、直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いて、一切責任を負わない。また乙が責任を

負う場合でも、乙は支払われた WEB システムの代金金額を越えて責任を負わない。

第 17 条 甲の義務について

甲は、本 WEB システム制作を申込みにあたり、事前に以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、甲が下記に反する行為をする恐れがあると乙が判断した場合、乙は予告なく本契約を解除することが出来る。

1. 乙または第三者の著作権その他の知的所有権を侵害する恐れがある行為。
2. 乙または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 乙または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反する恐れのある行為。
6. その他乙が不適切と判断する行為。

上記 1. ～ 6. 項の規定は、乙による成果物の作成拒否の有無に関わらず、甲の行為により発生した結果を免責するものではない。

第 18 条 利用情報の保護について

1. 乙は、甲が本 WEB システム制作を申込、または利用する事により得られる情報について、サービスの円滑な運営、甲の管理、利用料金の請求ならびに、本サービスに関する甲の顧客に対するサービス向上、利用促進を目的とした調査、検討、企画等のためのみ利用するものとし、その他の目的には、一切使用しないものとする。
2. 甲の情報については、本サービスの運営や成果物作成に必要な場合を除き、第三者に開示しないものとする。ただし、事前の甲の同意が得られた場合は、この限りではないものとする。

第 19 条 期限の利益の喪失について

甲に、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. WEB システム制作サービスで提供される、各種サービスの利用料金の支払いを累計 2 か月間滞納し、それらサービスの利用停止処分を受けた日の属する月の翌月末日までに未納分を全額完納しないとき。
2. 支払いの停止、または破産、民事再生手続き開始、会社更生法手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申出があったとき。
3. 振り出した手形、または小切手が不渡りになったとき。
4. 第 14 条の禁止行為を行ったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、または不明になったとき。

第 20 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該各条を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 21 条 機密保持について

甲は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、売上、その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより、本基本契約終了後といえども、

第三者に漏洩してはならないものとする。

第 22 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 23 条 有効期限

1. 本基本契約の有効期限は。本基本契約締結の日から満 1 年間とする。ただし期間満了の 1 か月前までに、甲から何らの意思表示がないときは、本基本契約と同一条件で更に 1 ヶ年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 個別契約が本基本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本基本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 24 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項、および利用規約に関して、甲乙との間で問題及び疑義が生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関する訴訟については、横浜地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

甲乙は、以上の契約に関し、下記の通りにあたり、これを証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙各記名捺印押印の上、各 1 通を保有する。

○年○月○日

甲 〒

○○○○

乙 〒 251-0027
神奈川県藤沢市鵜沼桜が岡 4-14-6-105
有限会社 パルテア
代表取締役 秋 田 祐 一

ソリューション &
システムインテグレーション

PARTHEA

有限会社パルテア